

# 令和7年度 呉市中小企業融資制度の概要

## ◆呉市中小企業融資制度一覧

融資制度名		こんなときにご利用ください	利用できる方	融資の条件							申込先	
				使 途	限度額	期 間	返済方法 (据置期間)	年利 (%/年)	信用保証	保証料 (%)		保証人及び担保
小口資金	① 小規模事業資金	小規模事業者が小口資金をより有利な条件で必要なとき	小規模事業者 <small>従業員20人(商業・サービス業5人(宿泊業・娯楽業・旅行業は20人))以下</small>	運転・設備	2,000万円	10年以内	月賦 (6か月以内)	1.2 以下	信用保証付	料率B	協会所定の方法 無担保	広島、もみじ、呉信伊予、中国、山口、広信市信用、県信、商工中金信用保証協会
	一般的な資金	② 経営安定資金	長期	中小企業者又は組合	運 転 (借換含む)		5,000万円	月賦 半年賦 (1年以内)				
短期			中小企業者又は組合	運 転	2,000万円	1年以内	月賦 半年賦 一時払	1.6 以下				
連鎖倒産防止		取引先の倒産により運転資金が必要なとき	中小企業者		1,000万円	10年以内	月賦 半年賦 (1年以内)	1.0 以下				
災害復旧		災害等により受けた被害の復旧資金が必要なとき	中小企業者又は組合	1,000万円	月賦 半年賦 (2年以内)							
景気対策特別		業況悪化しているために運転資金が必要なとき	中小企業者	2,000万円	月賦 半年賦 (1年以内)							
設備資金	③ 設備近代化資金	設備の近代化等のために設備資金が必要なとき(車等の購入も対象)	中小企業者又は組合	設 備	5,000万円	15年以内	月賦 半年賦 (2年以内)	1.7 以下	料率A	広島、もみじ、呉信伊予、中国、山口、広信市信用、商工中金		
独立開業	④ 創業支援資金	独立開業の資金が必要なとき	創業者又は創業後5年未満の中小企業者	運転・設備	3,500万円	10年以内	月賦 (1年以内)	1.0 以下	信用保証付	0.7	協会所定の方法 無担保	広島、もみじ、呉信伊予、中国、山口、広信市信用、県信、商工中金
		呉市インキュベーション施設入居者が独立開業の資金が必要なとき	創業者又は創業後5年未満の中小企業者かつ呉市インキュベーション施設入居者					0.9 以下				
産業支援	⑤ ものづくり技術伝承資金	ものづくり技術の伝承や高度化のために資金が必要なとき	中小企業者又は組合	運転・設備	2,000万円	10年以内	月賦 半年賦 (1年以内)	1.15 以下	必要に応じて 信用保証を要す	料率B	金融機関 所定の方法 必要に応じて 担保を要す	広島、もみじ、呉信伊予、中国、山口、広信市信用、県信、商工中金
	⑥ 職場環境改善資金	福利厚生、労働環境改善、ワークライフバランス推進等のため資金が必要なとき		運 転 (ワークライフバランスのみ)	1,000万円		月賦 (2年以内)	1.2 以下				
	⑦ 公害防止資金	公害防止のための設備資金や運転資金が必要なとき		公害防止の 運転・設備	1,000万円		月賦 半年賦 (1年以内)					
	⑦ 公害防止資金 (アスベスト対策)	アスベスト対策の資金が必要なとき		公害防止の 運転・設備	2,000万円		月賦 半年賦 (2年以内)	1.15 以下				
	⑧ 商店街等振興資金	商店街の事業者や新規事業者が資金が必要なとき		運 転	1,000万円		月賦 半年賦 (1年以内)	1.2 以下				
設 備	3,000万円	必要に応じて 信用保証を要す										
借換支援	⑨ 借換支援資金	既往借入金の借換えのための資金及び新たに運転資金が必要なとき	市融資制度の借入金残高があり、経営環境によって経営の悪化を来しているが、その業況が回復する見込みがある中小企業者	既往保証付き借入金の返済資金及び返済資金以外の運転資金	5,000万円 <small>(返済資金以外の運転資金は、1,000万円を限度額)</small>	10年以内	月賦 (1年以内)	1.0 以下	信用保証付	金融機関又は協会所定の方法	広島、もみじ、呉信伊予、中国、山口、広信市信用、県信、商工中金	

## ◆信用保証料率

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証協会の所定料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
料率A (本市が保証料を一部負担)	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.72	0.54	0.41
料率B (本市が保証料を一部負担)	1.31	1.20	1.06	0.92	0.78	0.68	0.54	0.52	0.38

注1) 信用保証料率は令和7年4月1日現在のものであり、その後の信用保証料の改定等により変更することがあります。

注2) ①から⑨の区分は、融資申込者の経営状況等により、広島県信用保証協会が決定します。

## ◆取扱金融機関

広島：広島銀行、もみじ：もみじ銀行、呉信：呉信用金庫、伊予：伊予銀行、中国：中国銀行、山口：山口銀行、広信：広島信用金庫、市信用：広島市信用組合、県信：広島県信用組合、商工中金：商工組合中央金庫広島支店

注3) 現在、金融機関と取引のない方は、信用保証協会に申し込みを行い、金融機関へのあつ旋を受けることができます。

注4) 創業支援資金の保証料率については、信用保証協会の所定料率になる場合があります。